高額介護サービス費の支給について

同じ月に利用した介護サービスの１割から３割の利用者負担の合計が一定の額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として後日支給され、利用者の皆さんの負担を軽減するしくみになっています。
所得に応じて、利用者負担（月額）の上限額が異なります。

★令和3年8月からの利用者負担の上限額／月額

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般（住民税課税世帯で、上記３区分に該当しない場合）		44,400円
世帯の全員が町民税非課税		24,600円
	・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等 ・老齢福祉年金を受給している方	15,000円（個人）
生活保護受給者の方 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円（個人） 15,000円

※「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護―サビスを利用した方全員の負担の合計の上限を指し、「個人」とは、介護サービスをご本人の負担の上限額を指します。

※上記の限度額を超えて負担した金額が、後日町から払い戻されます。（居住費や食費は含まれません。）

※同じ世帯に介護サービス利用者がいる場合は、それぞれの1割から3割分の利用者負担額を合計し、世帯の限度額を適用します。

★申請手続きの方法など

・払い戻しの該当になる方には役場から申請書をお送りしますので、必要事項をご記入の上、提出してください。

（口座振込とさせていただきますので、手続きの際には通帳等をご持参ください。）

・**申請書は一回提出いただければ、それ以降は提出の必要はありません。**該当になれば、自動的に振り込まれます。

（事前に支給決定通知書にて支払金額と振込日をお知らせします。）

・皆様が介護サービス事業所に利用者負担分を支払われた後、払い戻しの該当になるかどうかの審査があります。通知の発送が数ヶ月後になることもありますので、ご了承ください。